

改葬手続きについて

①新墓所等を確保する。



②新墓所等の管理者から「受入証明書」を発行してもらう。



※「永代使用許可証」や「墓地使用許可証」等の場合もある。

③市役所窓口にて、「改葬許可申請書様式」をもらい必要事項を記載する。



④現在の墓地等の管理者から「事実の証明」を受ける



※申請書に記載した死亡者について、現在の墓地管理者から事実の証明をしてもらう。

⑤改葬対象者の本籍が北秋田市以外の場合、対象者分の「戸籍(除籍)謄本」を準備する。



⑥現在の墓地等の所在地である市町村役場にて「改葬許可申請」をする。



※申請書記載内容について、添付書類により確認する。

- (1) 戸籍謄本（改葬対象者の本籍が北秋田市以外の場合）
- (2) 改葬承諾書（既存墓地使用者と改葬許可申請者が異なる場合）
- (3) 改葬先墓地等が発行する受入証明書等

⑦「改葬許可証」が交付される。



⑧現在の墓地管理者に改葬許可証を提示し遺骨を取り出す。



⑨改葬先の墓地等の管理者に改葬許可証を提出し納骨する。

〒018-3392

秋田県北秋田市花園町19番1号

北秋田市役所 市民生活部 生活環境課 環境推進係

TEL 0186-62-1110 FAX 0186-62-2880